

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先・ライセンス企業等、すべてのステークホルダーとの良好な関係を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称   | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 米山 久   | 2,847,900 | 38.34 |
| MTRインベストメント株式会社  | 675,000   | 9.09  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 570,100   | 7.68  |
| 日本マスター・ラスト信託銀行株式会社(信託口)  | 400,400   | 5.39  |
| 吉野 勝己  | 165,000   | 2.22  |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND                     | 162,300   | 2.19  |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUX<br>EMBOURG FUNDS | 145,000   | 1.95  |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL REACH FUND                                    | 99,500    | 1.34  |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)  | 95,900    | 1.29  |
| 山口 貴弘  | 85,000    | 1.14  |

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

#### 補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はございません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

|   |        |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数                                | 8名     |
| 定款上の取締役の任期                                | 2年     |
| 取締役会の議長                                   | 社長     |
| 取締役の人数                                    | 5名     |
| 社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>             | 選任している |
| 社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>               | 1名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a> | 1名     |

#### 会社との関係(1) [更新](#)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 佐藤 信之 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由   |
|-------|------|--------------|---|
| 佐藤 信之 | ○    | —            | 海外も含めた事業会社などにおける業務経験に基づく知識と、上場企業における役員経験に基づく判断能力を備えているため。今後の事業拡大やグローバル展開を視野に入れた当社の社外役員として適切であるため。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数

3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、専任の内部監査員により内部監査を実施しております。内部監査は、業務の効率性や各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、原則として本部、各店舗、連結子会社を年1回以上監査することとしております。内部監査計画及び内部監査結果は毎月、代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門に監査結果及び要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために改善事項に対する被監査部門の改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、その結果については、監査役とも情報共有を図っております。監査役は、監査計画に基づく監査を行うと共に、取締役会、経営会議等に出席し、取締役会の業務執行と会社経営の適法性を監視しております。また監査役及び監査役会、内部監査室、会計監査人であるあざさ監査法人とは定期的に意見交換を行っており、当社業務の適法性確保に努めています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 米田 満  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 橋岡 宏成 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 中村 武  | 税理士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由  |
|-------|------|--------------|--|
| 米田 満  | ○    | —            | 小売業などの事業会社における業務経験に基づくビジネス・財務・会計等に関する業界知識と、上場企業を含めた複数企業における役員経験に基づく管理・判断能力と良識を備えているため。また、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。 |
| 橋岡 宏成 | ○    | —            | 以前より弁護士として当社ビジネスに精通していること、また他の上場企業の非常勤役員でその経験ある事が、上場企業である当社の社外役員として適切であるため。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任しております。              |
| 中村 武  | ○    | —            | 税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識があり上場会社である当社の社外役員として適切であるため。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任しております。                                  |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

各役員は、自らの職責を十分認識し、企業価値向上に尽力しており、現時点ではインセンティブ付与の必要性は薄いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2015年3月期における取締役の報酬等の内容は以下のとおりであります。

取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役: 6名 122,700千円

監査役: 3名 10,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で今後の経営戦略を勘案し、定時株主総会において決議いただいております年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含みません)の範囲で取締役会にて決定しております。

2. 監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、定時株主総会において決議いただいております年額50,000千円以内の範囲で監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、要請に応じて、内部監査室、管理本部などの部門が必要な情報・資料を提供し、また必要があれば業務を補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針を決定する経営会議及び内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しておるため、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会は、本書提出日現在、取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の遂行を監督する権限を有しております。

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。監査役は取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査役及び監査役会は監査計画に基づく監査役監査を実施すると共に、月1回開催される経営会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会等への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のおいては、社外役員を増員するなど継続的にガバナンス体制の向上を図っております。今後も、ガバナンス体制の向上を経営課題として、適切なチェック機能をもつ体制を維持できるよう継続的に検討していきます。現状は、上記のとおり社外取締役1名及び社外監査役3名による監査役会設置会社としての体制が、現状の当社の組織にあった体制であると判断しております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

##### **補足説明**

株主総会招集通知の早期発送

早期発送(開催日の2週間前以上)に努めていく予定です。

#### **2. IRに関する活動状況**

##### **補足説明**

代表者自身  
による説明  
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

会社法、金融商品取引法及び証券取引所の定める「適時開示規則」に沿つて、適時かつ適正な情報開示に努め、また、関係法令や適時開示等に関する規則に該当しない情報につきましても、積極的かつ公平に開示していく方針です。

個人投資家向けに定期的説明会を開催

個人投資家向け説明会を適宜実施していく方針です。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、必要に応じてアナリストや機関投資家への訪問を行っていく方針です。

あり

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページに、IRページを構築し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、株主総会説明資料及び決算説明会資料(年2回)などを掲載する予定です。

IRに関する部署(担当者)の設置

情報発信の強化を目指し、管理本部にてIR機能を担っています。

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況**

##### **補足説明**

ステークホルダーに対する情報提供に  
係る方針等の策定

当社は、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場の一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができる事が重要である。」と考えております。  
したがって、当社は、株主・投資家の皆様との信頼関係を構築できるIR活動を実施してまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議致しております。その内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- (2)監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、会社の決議事項プロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているか確認する。
- (3)役員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。監査結果については、定期的に代表取締役及び経営会議にて報告する。
- (4)反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (2)文書管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2)取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- (3)取締役会の下に毎月1回開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。
- (4)日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

#### 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社又はグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。
- (2)内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。
- (3)グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用者は、必要に応じてその人員を確保する。
- (2)当該使用者が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用者の人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとする。

#### 7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査役に報告する。
- (2)監査役は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができる。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (2)監査役は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (3)監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である米山 久は、反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから取締役会や社内会議等において折に触れて自ら注意を促しており、当社の役員全員も反社会的勢力との関係は一切ありません。

反社会的勢力の排除の具体的な取組みとして、第一に、全ての継続的取引について、「反社調査マニュアル」の定めに従って、担当部門において新規取引開始時及び定期的に風評情報の収集や外部調査機関の活用を含む調査を実施すると共に、取引契約書において暴排条項の導入を進めております。第二に、社員に対しては「反社対応マニュアル」を策定の上、周知すると共に、警視庁OBを総務関連の嘱託社員として採用の上、全役職員を対象とした教育を実施しています。第三には、平成24年4月より警視庁特殊暴力対策連合会に入会し情報収集に努める共に、万一に備えて、顧問弁護士との緊密な情報交換やシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しております。

## ✓その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

---

該当項目に関する補足説明

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。